

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより常に輸送の安全に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全の向上に努めます。
- (4) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表致します。

2. 輸送安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況（2019年度）

	* 目 標 *	* 結 果 *
人身事故	0 件	0 件
重大事故	0 件	0 件
物損事故（前年度 24 件）	19 件	16 件
健康起因による事故	0 件	0 件
酒気帯び運転の撲滅 アルコール検知	0 件	0 件
無事故連続記録達成	300 日	57 日

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

	2018年度	2019年度
重大事故	0件	0件
人身事故	0件	0件
車内人身事故	0件	0件
物損事故・自損事故	24件	16件
飛び石によるガラス破損	6件	6件
被害事故	7件	3件

※自動車事故報告規則に規定する事故はありません

5. 輸送の安全に係る内部監査の内容と結果

(1) 監査の目的

安全管理体制が確立、実施、維持、機能していることを確認する。

(2) 監査内容

- ・安全管理規定及び安全方針に係る安全目標・取組計画の適合性
- ・安全重点施策に掲げた目標の達成状況
- ・達成状況を踏まえた安全の取組の見直し

(3) 監査結果

安全管理規定に基づき、法令違反等の大きな指摘事項はなく、概ね適性であることが確認されました。

(4) 安全マネジメント評価

目標の達成度について、有責事故件数の目標はほぼ達成できていますが、軽微な事故については思うように減っておらず、今後の検討課題となりました。

安全方針、重点施策の立案には経営トップ及び役員が積極的に関与している点が評価を受けました。

(5) 改善点

今後の課題として、運行管理者等を積極的に外部のセミナー等へ参加させ、スキルアップを図るよう致します。

また、運輸安全マネジメントのPDCAサイクルを継続的に実行し、安全目標及び安全計画の策定及び見直しをしてまいります。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

< 輸送の安全のために講じた措置 >

- (1) 全車両へのドライブレコーダーとデジタルタコグラフを導入しました。
- (2) 衝突被害軽減ブレーキなどを装着した先進安全自動車（ASV）を随時購入拡充。
- (3) デジタルタコグラフのデータを活用した教育を行っています。
- (4) デジタルタコグラフのデータに基づいた優良運転手ランキングを毎月作成し、法定速度遵守の徹底を図っています。
- (5) ヒヤリハット情報・事故情報の収集と共有また、乗務員教育を行いました。
- (6) 車両火災を想定した緊急時避難訓練を実施しました。
- (7) 保険会社との連携により、外部講師による講習を実施しました。
- (8) 定期的な健康診断（半年に1度）の受診と、健康診断の結果に基づいた健康管理指導を実施しています
- (9) 社内規定に基づき、すべての運行における中間点呼の実施を行っています。
- (10) 運輸安全マネジメントセミナーの受講

< 輸送の安全のために講じようとする措置 >

- (1) 救命講習（救命入門コース）の受講
- (2) ヒヤリハットの収集を行い安全意識の向上を目指します。
- (3) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を対象者に実施
- (4) 定期的な健康診断・脳ドックの実施と健康状態の把握と管理・指導
- (5) 緊急時避難訓練を実施し、緊急時の対応力の強化を図ります。
- (6) 運行途中での中間点呼の確実な実施を行います。

7. 輸送の安全に関する設備投資の計画（2019年度）

乗務員に対する項目	安全会議・乗務員教育 健康診断 講習会受講 等	¥500,000
設備・機器及び車両に関する項目	ドライブレコーダー・アルコール検知の導入費用及び維持費 等	¥5,000,000

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施計画（2019年度）

- (1) 乗務員年間教育計画を作成し、計画に基づいた教育・指導の実施
- (2) ヒヤリ・ハットや事故の情報を収集して、ドライブレコーダーを教育に活用
- (3) 年2回乗務員教育の実施
- (4) 年4回以上安全会議の実施
- (5) 貸切バス乗務訓練の実施
- (6) 救命講習の実施
- (7) 緊急避難訓練研修の実施
- (8) 適性診断・適齢診断後に結果を基にした教育・指導の実施

9. 行政処分の公表

なし

10. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

11. 緊急時の連絡体制

別紙

12. 安全管理規定

別紙

13. 安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者 専務取締役 浅野 善成